

3 環境配慮の推進

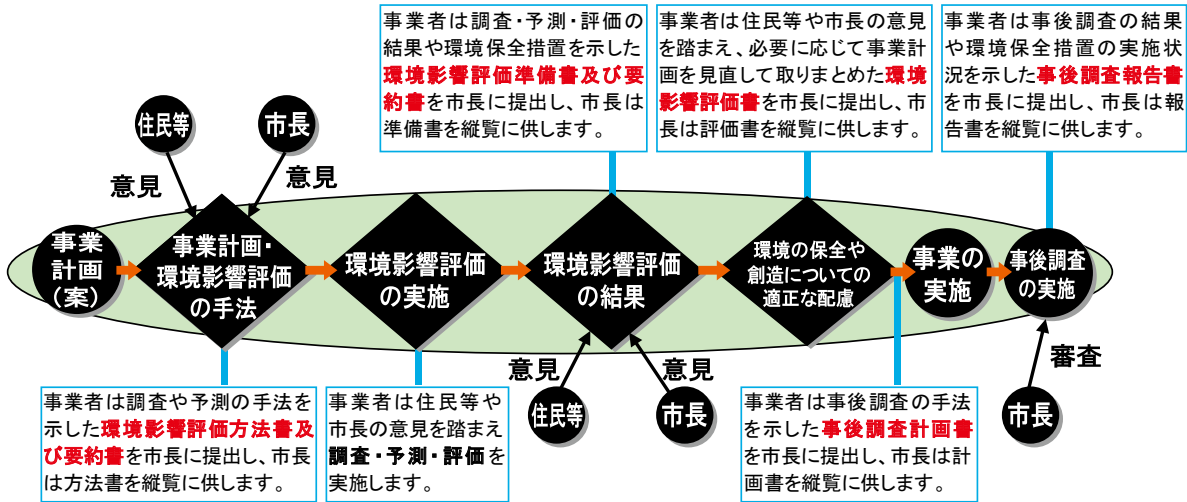
(1) 環境影響評価制度

大規模な事業の実施にあたり、事業者自らが、その事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を聴くことにより、事業が環境の保全に十分

配慮して行われるようにするための制度を実施しています。

これまでに大阪市域で環境影響評価の手続きが行われた事業等は49事業です。

【環境影響評価項目】						
・大気質	・水質、底質	・地下水	・土壌	・騒音	・振動	・低周波音
・悪臭	・日照障害	・電波障害	・廃棄物、残土	・地球環境	・地象	・地盤沈下
・水象	・動物	・植物	・生態系	・景観	・自然とのふれあい活動の場	・気象（風害を含む） ・文化財



(2) 建築物の環境配慮制度

建築物の環境への配慮を促進するため、「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」（平成24年4月施行）に基づき、建築物の環境配慮制度を実施し、快適で環境にやさしい建築物の誘導を図っています。

① CASBEE 大阪みらい

一定規模以上の建築物の環境品質・性能と環境負荷の低減等に係る計画書の届出を求め、その概要を大阪市のホームページ等で広く市民に公表を行っています。

② 建築物環境性能表示制度（ラベリング）

一定規模以上のマンションなどの募集広告等に、環境性能を表示することを求めています。平成30年4月からは工事現場への表示も求めています。

③ 表彰制度

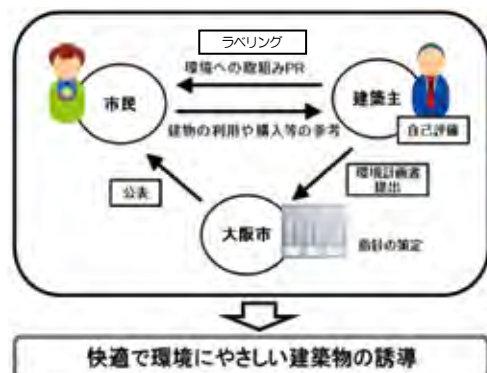
環境配慮に優れた物件を「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰しています。

④ 省エネ基準適合の促進

大阪市では、建築物省エネ法では対象としていない「住宅以外の建築物における断熱性能などの外皮性能への適合」や「住宅における省エネ基準（外皮性能とエネルギー消費量）への適合」について、一定規模以上の建築物に対して条例により適合を求めています。平成30年4月からは対象範囲を拡大しました。

⑤ 再生可能エネルギー利用設備導入の促進

一定規模以上の建築物について、太陽光発電設備や太陽熱利用設備等の導入を検討するよう求めています。



延床面積	CASBEE大阪みらい	ラベリング	省エネ基準適合		再生可能エネルギー利用設備導入検討	表彰
			住宅以外	住宅		
10,000㎡以上	届出義務	・広告への表示義務 ・工事現場への表示義務(※1)	適合義務(※2)	適合義務(高さ60m超のみ)	検討義務	環境配慮に優れた建築物を表彰
2,000㎡以上						
300㎡以上	届出(任意)	広告への表示(任意)				



(※1)平成30年4月から実施。
(※2)平成30年4月から、「延床面積10,000㎡以上」から「延床面積2,000㎡以上」に対象範囲を拡大。

4 環境をとおした広域連携・国際協力

(1) 国連関係機関への協力・支援

大阪市は、平成4年にUNEP国際環境技術センターを鶴見区鶴見緑地に誘致し、(公財)地球環境センター(GEO)とともに、環境分野における国際交流を推進することにより、開発途上国の環境問題の解決に取り組んでいます。

① UNEP国際環境技術センターの事業

廃棄物管理を主要な活動分野として、開発途上国を中心に、環境上適正な技術(EST)の普及促進に取り組んでいます。

②(公財)地球環境センター(GEO)の事業

UNEP国際環境技術センターを支援するために設立された法人で、開発途上国への技術的支援等の国際協力、環境技術に関する研究、広報・普及啓発活動など地球環境保全活動の支援等を行っています。

(2) 開発途上国・地域との交流とその支援

(独)国際協力機構(JICA)と協力して、大阪市がこれまで蓄積してきたさまざまな環境技術・専門的知識を提供する研修を実施しており、平成29年度末までに123か国延べ2,013名を受け入れています。

①「自動車大気汚染対策コース」

途上国における自動車排出ガスによる大気汚染や温暖化に関する対策についての研修です。

延べ研修修了者 17か国 85名

②「廃棄物管理技術(基本・技術編)コース」

都市環境を考慮しつつ廃棄物処理を推進する知識と技術の習得、環境衛生の向上に資することを目的とした研修です。

延べ研修修了者 70か国 248名

③「下水道システム維持管理」

途上国で下水道整備に従事する技術系行政官を対象に、都市の雨水対策をはじめ、衛生環境の改善、水質保全、維持管理技術などの知識と技術の習得を目的とした研修です。

延べ研修修了者 55か国 228名

④「都市上水道維持管理(浄水・水質コース)及び(給・配水コース)」

途上国の水道施設の維持管理に携わる技術者、技術系行政官を対象に、浄水施設、給・配水施設の維持管理手法などの習得を目的とした研修です。

延べ研修修了者 66か国 268名

(3) 官民連携による協力・支援

① 水・環境技術の海外展開

「大阪 水・環境ソリューション機構 (OWESA)」を設立し、上水道、下水道、廃棄物処理など水・環境分野において官民が連携した海外での事業展開をめざしています (H23~)。

これまで、ベトナムやミャンマー等において、官民連携で水・環境に関する調査を実施し、実証事業の実施など現地での技術採用に向けた取組みを展開しています。今後も引き続き将来の事業化に向けた取組みを進めていきます。

② アジア等の諸都市における低炭素都市形成支援

ベトナム・ホーチミン市の低炭素都市形成を支援するため、平成 28 年 9 月に、低炭素都市形成に関する覚書を更新し、「ホーチミン市気候変動対策実行計画」の進捗管理のための人材育成や、低

炭素化プロジェクトの創出などを進めている。ホーチミン市では、平成 29 年度末までに 6 件の JCM (二国間クレジット制度) *プロジェクトが実現するなど、同市の低炭素化の推進に貢献しています。

また、平成 30 年 8 月に、フィリピン・ケソン市と「ケソン市低炭素都市形成の実現に向けたケソン市-大阪市の協力関係に関する覚書」を締結し、同市の低炭素都市形成の実現に向けた都市間協力を開始している。

また、平成 28 年 6 月に、産学官による事業者の海外進出や大阪・関西経済の活性化を図るネットワーク「Team OSAKA ネットワーク」を立ち上げ、アジア諸都市等において、JCM 等を活用したプロジェクトを創出する取組みを進めています (平成 30 年 9 月時点での参加事業者は、136 団体)。

第 2 節 大阪市の率先行動

(1) 「大阪市市内環境管理計画」の取組み

大阪市独自の環境マネジメントシステム「大阪市内環境管理計画」に基づき、引き続き、昼休み時の不要な照明の消灯や、再生可能な紙ごみの分別・リサイクルなど、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量・リサイクルに取り組んでいます。

平成 29 年度は、環境配慮について職員が意識をもって取組みを継続できるよう、9 月に「大阪市内環境管理計画」を再構築し、各所属の CO₂ 排出量や、省エネ・省資源の取組みの実施状況を公表することとしました。また、職員の環境保全の取組みを相互に点検・評価 (クロスチェック) を行う内部監査を行うとともに、各所属の取組みについて有識者の専門的な助言をいただく外部評価を実施しました。

(2) グリーン購入*の取組み

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法) が平成 13 年 4 月に施行されたことを受け、大阪市においても「大阪市グリーン調達方針」を平成 14 年 6 月に定め、環境負荷の低減に役立つ取組みを推進しています。

(3) 電力調達に係る環境配慮の取組み

大阪市では、事務事業に伴う温室効果ガス等の排出削減を推進するため、電力の調達の入札を行う場合、価格だけでなく、電気事業者による環境負荷の低減に関する取組み状況等を考慮する環境配慮制度を平成 20 年度より導入しています。平成 29 年度は、大阪市の市有施設において、本制度による契約を 75 件(515 施設)締結しました。

また、区役所等 118 施設を環境局において所属横断的に集約化し、電力調達入札を実施した結果、契約期間 20 か月で、約 4,500 トンの CO₂ 削減効果と約 3 億円のコスト削減効果がありました。

水道局 Top Commitment

お客さまにお届けしている水道水は、自然環境と密接な関わりがあることから、水道局では、環境保全や環境負荷低減につながる取組みを推進し、環境に配慮した事業運営を行っております。

これまでに、水道施設に関する種々の省エネルギー対策の実施や、太陽光発電、小水力発電の導入、さらには浄水場発生土の有効活用を始めとする廃棄物の減量化に取り組むなど、さまざまな分野での環境施策を進めてまいりました。

また職場改善運動（かいぜん Water）提案制度を通じて、業務改善はもとより環境保全・環境負荷低減の取組みを含む、数多くの改善の取組みを各職場で実践しております。

今後も、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用向上、リサイクルの推進といった環境負荷低減の取組みや、琵琶湖・淀川での水質調査といった水源水質の保全に関する取組みを推進するとともに、水道の有する施設や技術を活用した地球環境への貢献策を実施することにより、環境にやさしい水道システムを構築し、大阪市の一員として「環境先進都市大阪」の実現をめざしてまいります。

水道局キャラクター
「ぴゅあら」

